		471 TH	V.1 W	1121			
					【関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)】	
					(注) -	下線を付した箇所が改正部分である。	
	改正後				改正前		
	第6章 通	関		第6章 通 関			
	第1節 一般輸出通関			第1節 一般輸出通関			
(他法令による許可	「、承認等の確認)			(他法令による許可	、承認等の確認)		
70-1-1 輸出貨物	かについての法第70	条第1項及び第2項《証明又は確	7	0-1-1 輸出貨物	についての法第70億	条第1項及び第2項《証明又は確	
認》の規定の適用に	ついては、次による	る。		認》の規定の適用については、次による。			
(1)~(4) (省略)				(1)~(4) (同左)			
別表第1				別表第1			
法令名	輸出の規制に関 する条項	確認する許可書又は承認書等		法令名	輸出の規制に関 する条項	確認する許可書又は承認書等	
イ. 及びロ. (省	(省略)	(省略)		イ. 及びロ. (同	(同左)	(同左)	
略)				左)			
 ハ. 検疫関係				 ハ. 検疫関係			
(1)植物防疫法(昭	第10条《輸出植	第10条第1項の規定による検		(4)植物防疫法(昭	第10条《輸出植	第10条第1項の規定による検	
和25年法律第151	物等の検査》	査を必要とする植物及びその		和25年法律第151	物の検査》	査を必要とする植物及びその	
号)	1/4 14 2 17(114)	容器包装については、第10条		号)	177 - 177 - 177	容器包装については、植物防	
		第3項の担党により 植物店		, ,		克土施行相則 (叨和95年典林	

イ. 及い口. (省 略)	(省略) 	(省略)	イ. 及びロ. (同左)	(同左)	(问左)
ハ. 検疫関係 (イ)植物防疫法(昭和25年法律第151号)	第10条《輸出 <u>植</u> 物等の検査》	第10条第1項の規定による検査を必要とする植物及びその容器包装については、第10条第3項の規定により、植物防疫官が交付した植物検疫証明書(植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)第13号様式。当該植物及びその容器包装が再輸出されるものである場合にあっては同規則第13号の2様式)又はその写し	ハ. 検疫関係(イ)植物防疫法(昭和25年法律第151号)	第10条《輸出 <u>植</u> 物の検査》	第10条第1項の規定による検査を必要とする植物及びその容器包装については、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)第30条《合格証明書等の交付》第1項の規定により、植物防疫官が当該植物又はその容器包装に押印した「合格証印」(同規則第18号様式)又は当該申請者に交付した「植物検査合格証明書」(同規則第18号様式。当該植物及びその容器包装が再輸出されるものである場合にあっては同規則第18号の二様式)又はその写し
(ロ)及び(ハ) (省略	(省略)	(省略)	(ロ)及び(ハ) (省略	(同左)	(同左)

【関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前					
))				
別表第2 (省略)				別表第2	(同左)			

第3節 一般輸入通関

(他法令による許可、承認等の確認)

については、次による。

(1)~(4) (省略)

別表第1 (省略)

別表第2

法令名	輸入の規制に関 する条項	確認する証明書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)
口. 植物防疫法 (昭和25年法律第 151号)	(省略)	(1) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)第19条《証明書の交付》第1項又は第2項の規定により農林水品で「担別の方法で、同日、1000年のでは、1

第3節 一般輸入通関

(他法令による許可、承認等の確認)

70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用 70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用 については、次による。

(1)~(4) (同左)

別表第1 (同左)

別表第2

法令名	輸入の規制に関 する条項	確認する証明書等
イ. (同左)	(同左)	(同左)
口. 植物防疫法 (昭和25年法律第 151号)	(同左)	(1) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)第19条《証明書の交付》第1項又は第2項の規定により農林水路品に押のした「植物輸入認可証印」(同規則別記第8号様式(4)に「植物・設部・10世界のでは、

【関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)】 (注)下線を付した箇所が改正部分である。

	(注)下線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
である場合には、農林水産省	である場合には、農林水産省
植物防疫所が交付したそれぞ	植物防疫所が交付したそれぞ
れに掲げる証明書等又はその	れに掲げる証明書等又はその
写し、又は「植物、輸入禁止	写し、又は「植物、輸入禁止
品等輸入検査申請書」(同規則	品等輸入検査申請書」(同規則
第4号様式に定めるもの)の写	別記第4号様式に定めるもの)
しで「植物等輸入認可証印」	の写しで「植物輸入認可証印
を押印したもの又はその写し	を押印したもの又はその写
	l
イ 木材「木材輸入認可証	イ 木材「木材輸入認可証
明書	明書」
口穀類等「穀類等輸入認」	ロ 穀類等「穀類等輸入認
可証明書(可証明書
ハ種苗「種苗輸入認可証」	ハ種苗「種苗輸入認可証
明書	明書」
ニュニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニ	二十
可証明書」	可証明書
ホ 木材こん包材(検査の	ホー木材こん包材(検査の
対象とならない木材こん	対象とならない木材こん
包材を除く。)「木材こ	包材を除く。)「木材こ
ん包材輸入認可証明書」	ん包材輸入認可証明書」
並びに「消毒(廃棄)計	並びに「消毒(廃棄)計
画書」又は「輸送後消毒	画書」又は「輸送後消毒
(廃棄)申請書」	(廃棄)申請書」
へ検疫指定物品「検疫指	(新設)
定物品輸入認可証明書」	<u> </u>
トアメリカ合衆国産ばれ	へ アメリカ合衆国産ばれ
いしょ生塊茎「ばれいし」	いしょ生塊茎「ばれいし
よ生塊茎輸入認可証明書	よ生塊茎輸入認可証明書
まて処全刑八心り直	ま工処全物八恥可証切音
 (3) 輸入物品が <u>第8条第1項の</u>	 (3) 輸入物品が <u>第2条《定義》</u>
検査の対象となる植物又は検	第1項に規定する植物及びそれなるの容器包括です。
<u>疫指定物品</u> 及びそれらの容器	れらの容器包装であって、前

【関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前		
	以止後		1	<u> </u>	以正則	
		包装であって、前記(1)から(2)				記(1)から(2)までに掲げる物品
		までに掲げる物品以外である				以外である場合には、第9条
		場合には、第9条 <u>第5項</u> 及び				第4項及び同規則第19条第1
		同規則第19条第1項の規定に				項の規定により農林水産省植
		より農林水産省植物防疫所が				物防疫所が当該輸入物品に押
		当該輸入物品に押印した「 <u>植</u>				印した「植物検査合格証印」
		物等検査合格証印」(同規則				(同規則別記第7号様式(イ)に
		第7号様式(イ)に定めるもの)				定めるもの) 若しくは添付し
		若しくは添付した「 <u>植物等</u> 検				た「 <u>植物</u> 検査合格証票」(<u>同</u>
		查合格証票」(<u>同規則</u> 第7号				規則別記第7号様式(ロ)に定め
		様式(ロ)に定めるもの) 又は当				るもの)又は当該輸入者に交
		該輸入者に交付した「植物等				付した「 <u>植物</u> 検査合格証明書
		検査合格証明書」(同規則第				」(同規則別記第7号様式(ハ)
		7 号様式(ハ)に定めるもの) 又				
		はその写し				
		-				
ハ. ~チ. (省略	(省略)	(省略)		ハ. ~チ. (同左	(同左)	(同左)
)		